

- 1 会議名 総務・産業建設常任委員会協議会
- 2 日時 令和3年10月11日（月）
午後1時30分から午後3時7分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席委員 （委員長）片岡健一郎（副委員長）梅村均
（委員）鬼頭博和、水野忠三、黒川武、堀 巖、榊谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明員 建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘
環境保全課長 隅田昌輝、同主幹 竹安誠、維持管理課長 田中伸行、同主幹 吉田ゆたか、同主査 中村隆志、消防本部総務課長 加藤正人、消防署主幹 道園昌紀
- 7 事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子
- 8 委員長挨拶
- 9 協議事項

（1）研究課題の調査について

① フードロスについて（環境保全課）

片岡委員長：食品ロスの量が数値化出来ているか、まずはお聞きしたい。

環境保全課長：令和2年、3年はコロナの影響で中止しているものの、それまでは毎年、ごみの内容物調査を実施しており、ごみの種類の比率を調査している。この中で生ごみとしての割合は把握しているが、いわゆる食品ロス、まだ食べられるのに捨てられる食品の量については把握していない。なお、生ごみの割合は重量比で4～5割、体積比で2割程度。

梅村副委員長：給食センターが把握しているかどうかは分かるか。

環境保全課長：給食センターについては、残菜を集めて機械処理し、汚泥と水に分けて処理をしているようで、元々集まった量の約半分量を汚泥にして、ごみとして廃棄している。後は水として排出しているということである。

片岡委員長：それでは、岩倉市における食品ロス削減への取組の現状や考え方についてはどのようなか。

環境保全課長：食品ロス削減に対する取組の現状として、平成30年度よりフードドライブを実施している。年々受け入れの時間の延長等で、少しずつ量が拡大しているような状況で、寄せられる食品の数量も増加してきている。食品ロスの削減の取組の目的としては、基本的にはごみ減量のため。第5次総合計画においても基本成果指標は、市民一人当たりのごみの排出量の削減としており、食品ロスの対象となる、まだ食べられるのに捨てられる食品を含む、生ご

みの排出削減を図ることを掲げている。

黒川委員：担当課として言わんとすることはよくわかるのだが、食品ロスの分野というのは幅広い。SDGsの中でこの問題は、大きく位置付けしている。そういう観点からはどうだろうか。環境保全課の立場はごみの排出量を減らしていくという視点だが、この食品ロスの問題は庁内の体制ではどうなのだろうか。連携体制は取れているか。

環境保全課長：現段階で庁内体制は非常に脆弱である。現在の体制としては、フードドライブで集めた食料品について福祉課と連携して調整し、どういった配布の仕方が有効かといったことを協議している段階。全庁的な働き掛けというものについては現在のところできていない。今後は当然そういったことについては必要になってくると考えている。

片岡委員長：主な取組としてフードドライブを実施されているが、実績と今後の方向性、また他にどのような取組を行っているか。

環境保全課長：フードドライブは、平成30年度から環境フェアの2日間において実施してきた。平成30年度の実績は米類が325kg、その他82点で18.5kg。令和元年度は環境フェアの2日間と、フェアの前の月曜日から金曜日の開庁時間中も市役所で受け取りを行い、数量が伸びている。米類は237.2kgと少なくなっているが、その他が飛躍的に伸び、246点63.9kg。令和2年度は、環境保全課と清掃事務所の2箇所を土日を含む1週間実施した。8時半から、本庁では時間外の19時まで実施し、米類が95.5kg、その他が634点で186.9kg。約3倍増えた。令和3年度についても昨年同様に実施を予定しているが、今後は実施回数や受け入れの方法等、他市を研究して、変更していこうと思っている。この他の食品ロスへの取組については、啓発活動が主になるので、現在のところはそういった活動となっている。

堀委員：集めたものの行先はどのようなか。市内、市外等。

環境保全課長：まずは集めたタイミングで必要とされている生活困窮者の方に福祉課が配布している。残った物については提携しているセカンドハーベストという団体に送付して、そちらから無償で配布をしていただくという状況になっている。

堀委員：割合を教えてほしい。要は、セカンドハーベストのその先に市内の色々な団体に配られているのかという点。市内と市外の割合がどうなっているのかという点。

環境保全課長：セカンドハーベストにお配りした後、どういった比率で配られているのかは分かっていないが、セカンドハーベストの活動範囲は岩倉市もカバーしているので、市内の方にも当然行き渡る仕組みになっている。生活困窮者にどれだけ渡って、セカンドハーベストにどれだけ渡ったかというデータ

を取っていなかったもので、今後はそういったデータも収集できる態勢を取れたらいいと思っている。

片岡委員長：次に第5次総合計画に拠ると、市民の周知啓発やフードドライブの実施、市内飲食店への働きかけ等を進めますと記述してあるが、今後の進め方、目標の設定、指標の立て方はどうか。

環境保全課長：フードドライブは、回数や実施の方法を、他市町村の実績等を参考にしながらより効果的な事業となるようにしていきたい。事業者に向けての食品ロス削減についてはまず、廃棄物減量等推進協議会という会議体があり、飲食店の組合代表の方がいるので、どのような実態か、把握する働きかけをしていきたいと考えている。ただ、目標の設定や指標の立て方といったこともご質問にはあるが、事業者の食品ロスの削減の目標の設定等については現在のところは、把握していない。国や県の指針、ガイドライン等を参考にして推進できるように努めていきたいと考えているが、事業者によって食品ロスの比率が異なるので、こういった数値の把握自体は非常に困難な状況だと思っている。

片岡委員長：先進事例で、長野県松本市の「3010 運動」、神奈川県横浜市の「食べきり協力店事業」のような市内飲食店を巻き込んだ事業というのが先進事例としてあるが、こうした事例の調査、研究はしているか。これまでの飲食店に対する取組はどうか。また、本市でもこのような事業に取り組んではどうか。

環境保全課長：本市の食品ロス削減の取組はフードドライブで、一般市民向けの事業。事業者に向けての取組については、事業者の出す食品関係の廃棄物は、事業系の一般廃棄物で、市の収集体制から外れている状況なので、他の自治体を見ても啓発が主で、どれくらいボリュームがあつてどれだけ削減するところまで取り組んでいる自治体は、我々が調べた限りではない。しかし、こういったことは、法整備も始まったばかりなので、他の自治体の先進的な取組を研究して、岩倉市でできることがあれば積極的に取り組んでいきたいと考えている。

鬼頭委員：食品ロス問題はまだこれからだということで、フードドライブをまず手掛けているということだが、事業者に向けての取組をもう少し積極的に進めて頂きたい。そういった会議の中で話をしてほしい。また、事業者によって廃棄物を出す量が違うとは思いますが、割とたくさん出るところ、例えばスーパーやコンビニで、少しでも食品ロスをなくしていこうという取組をしてほしいと思うので、周知啓発にまず取り組んでほしいがどうか。

環境保全課長：事業系一般廃棄物で、これまで市が収集する業務から外れているので、これは岩倉だけでなく他の自治体にお伺いしても、積極的に取り組んで

いるところは少ない。ただ、様々な業態で食品ロス削減については取り組んでいただかないといけない。法的な位置付けもあるので、大きなところから順次、啓発していく必要があると思う。ただ、例えば食品製造業と小売業と飲食店で言うと、それぞれ抱えている課題がまちまちなので、業態に合わせたきめ細かい啓発をしないといけないので、一様にお話しするだけでは済まない。グループ毎にどういったアプローチをするかについては、先進事例を見ながら研究していきたい。

片岡委員長：やはり飲食店が一番分かりやすいというか、先進事例も飲食店をターゲットにしている事例が多い。市のごみにならないからいいという問題ではないと課長が言われるように、全体で見えていかなくてはいけない課題だと思っている。例えば飲食店には、小盛をメニューに加えて頂くとか、そういった働き掛け、それを実践している店を「食べきり協力店」と市が認定をしてお墨付きを与える。シールを貼るくらいのことだと思うが、市が取組をバックアップして、市が中心となってやっていかなければ、お店毎では難しいと思う。

環境保全課長：委員長が言う通りで、市内では、例えば飲食店で、小盛のメニューを入れるとか、持ち帰りのための用意をするとか、声掛けをして頂くとか、食品ロスに関しての取組をお願いし、協力店として括っていくというのは先進事例にもあるので、岩倉市内でも可能であれば、飲食店組合の代表の方とお話をして、取り組んで頂けるところがどれくらい岩倉市内にあるのかもまだ把握できていない状態なので、可能性については探っていきたいと思っている。

水野委員：スーパーマーケット等で生鮮食料品は閉店間際になると売り切るために値下げをして売っていることもあるが、逆に値段を下げたくないから値下げより、むしろ廃棄してしまえということも両方あると思うが、そういうことに対して行政はインセンティブを付けることはできるか。補助金という話にすぐなるわけではないが、誘導するような施策というものはあるか。

環境保全課長：現在調べたところでは、他の自治体でそういった取組をしているところは聞いたことがない。水野委員が言われるような内容は、企業側の姿勢が関わってくる部分があるので、それを、食品ロスの観点から励行してくださいというお願いまではできるかなと思うが、差をつけていくという話になると、違った意味合いが出てくる部分もある。実態の把握をして、市からのお願いという立場で話はしたいと思う。

水野委員：経済的、合理的に考えた時にそちらを選びたくなる誘因、メリットがあればと思っているのだが、そういうものは難しいか。

環境保全課長：現状だけを判断すると、非常に難しいと判断している。

片岡委員長：捨てるより売ったほうが、メリットがあるように、行政的にできる

かという話は、難しい問題であるが、自然とそうなるのが一番良いのだからかなと思う。

②市内AED設置について（消防本部総務課）

片岡委員長：AEDの設置状況について、市のオープンデータによると49か所で、設置場所はコンビニと公共施設である。その内訳については、コンビニは市内全店に設置されているのか。設置していないコンビニがあればその理由は。また、今後の設置の方向性についてお伺いしたい。

総務課長：オープンデータの訂正で、設置施設は49か所ではなく45カ所。設置状況は、コンビニ20か所に20台、公共施設25か所に26台。コンビニについては市内全店舗に設置してある。今後の方向性については、コンビニの新店舗が建設されれば増設することとしている。公共施設は必要に応じて今後も設置を検討していきたい。

片岡委員長：公共施設で未設置のところはどれくらいあるのか。

総務課長：現在設置しているのは、避難所に指定されている公共施設。指定のない保育園、一部の児童館が未設置。

片岡委員長：AEDを1台備えるための費用はいくらか。

総務課長：AEDの機種や機能、設置台数、また買取りかリースによって費用が大きく異なるので、本市のリース実績を基にお答えする。屋内設置は4,600円程度、公共施設の屋外設置は8,300円程度。購入の場合は、単に電気ショックを与えるだけの仕様のものから、救急車に積載しているような機能が充実したものまで幅広くあり、価格差もかなり大きく、具体的な金額ははっきりとこの場では言えない。リースと買取りの違いとして、医療機器であるため、耐用年数があることその他、バッテリー、パッド等の消耗品の交換を買取りの場合は所有者が行うことになる。

片岡委員長：4,600円と8,300円というのは月額か。

総務課長：月額である。

片岡委員長：色々な機種あるということだが、現在、どういったレベルのものを実際に設置しているのか。

総務課長：現在、市内に設置してあるのは、買取りで言うと単に電気ショックを起こすだけのもの。ただしAED自体の機能、ショックを落とすまでの手順はどの機種でも示されるので、ショックを起こすまでの不備がないような機種である。

片岡委員：総合的に考えてリースのほうが安価に済むという判断で、またメンテナンスもしてもらえることも踏まえてリースにしているということではないか。他に質問はあるか。

堀委員：価格差が大きくてはつきり言えないということだが、最低いくら、最高いくらは教えて欲しい。

総務課長：本当に安いものから高いものまであり、安い物は、聞いたところによると 200,000 円程度から、救急車に積載しているものは 1,500,000 円近いもので、1,000,000 円以上の差がある。

片岡委員長：AEDの定期メンテナンスはどれくらいのスパンでやられているのか。保守費用は含まれているとは思いますが、もしも別ならお答えいただきたい。

総務課長：市が設置しているAEDに関しては、リース契約のため保守費用は発生しない。実際に使用した場合のメンテナンスとして、パッドの補充をしてもらえる。また、バッテリーも使用期限が近くなれば交換してもらえる。コンビニのAEDのメンテナンスは、消防署が所管しているので、定期的に目視点検を実施しているが、AED本体に自動チェック機能というのが備え付けられており、機能不良等が発生すればメール等で報告がくるようになっている。公共施設については各担当課に点検をお願いしている。

水野委員：耐用年数の目安は。

総務課長：一般的に6年、長いもので8年となっている。

片岡委員長：6から8年経てば、リースしている市内のものは、新しいものに変わるということか。

総務課長：契約のタイミングがあるので、更新時期になれば。

片岡委員長：メンテナンスについて、メールで報告があるとのことだが、実際にテストというか、本当に動くのかという確認はされているのか。

総務課長：GPS機能が付いているので、機種移動、それからバッテリーの残量等がメールで知らされるようになっており、バッテリー機能に関しては、50%を切ったあたりから徐々に、20%を切ったとか、そういったメールが届く仕様になっている。これは、メーカーと、消防署に登録してあるAEDに関しては消防署にも入ってくる。セルフチェックの関係は、毎日24時間に1回、週に1回、毎月1回、機械の中で自動的にショックを落とすテストを行っている。

片岡委員長：AEDの使用実績が公共施設において2回あったそうだが、救助に当たった人がその後、対応が良かったのかと悩むことがないようフォローアップが必要だと思うが、実際使われた方にどんなフォローをしているか。

消防署主幹：電気ショックの判断はすべてAEDが行うため、間違った操作を実施することはない。同時に実施する胸骨圧迫等の処置では、救助者が実際悩むケースがあるとの報告がある。当市では精神的な悩みに対しフォローアップできるよう連絡先等を記載してもらい、不安等があれば消防署へ相談するよう連絡票を手渡している。

片岡委員長：先進事例として、神奈川県大和市で、AEDの購入費用の3分の1を助成している。他の実施例は不明であるが、個人及び事業活動を行う法人がAEDを購入、レンタルする場合、費用の一部を補助する考えはないか。

消防署主幹：具体的に助成等の具体的施策は考えていない。AEDの適正配置に関するガイドライン、救急の統計データ等を研究しながら、必要であれば、実施も検討したい。

片岡委員長：AEDは多いに越したことはないと個人的には思っている。

黒川委員：家庭において誰かが倒れば救急車を呼ぶと思うが、1秒を争う事態に、電話越しに何か具体的に、救急車が到着するまでの間にやってもらえることを案内しているか。

(音声欠落)

黒川委員：実例はあるか。

消防署主幹：ある。

梅村副委員長：救急車に搭載されたAEDを使用した回数はわかるか。

消防署主幹：令和2年では心肺停止の患者46件のうち、電気ショックが必要であった波形は1件、令和元年度は45件中、5件であった。

水野委員：いたずらや盗難等のトラブルはあったか。防止策は。

総務課長：過去にそのようなトラブルはない。GPS機能が搭載されており、公共施設は目視での点検もお願いしている。

堀委員：設置に関するガイドラインについて、避難所に指定された公共施設に設置しているとのことだが、ガイドラインには、例えば半径何メートル以内にくつ必要といった基本的な考え方はどのようなか。

消防署主幹：ガイドラインでは、施設で人が倒れた時に、5分を目途にAEDを実施できる配置が適正であるとしている。多いほど良いというのは実際に、海外の調査結果で、人口に対するAED設置の密度が4倍になれば、4倍助かったというデータもある。

堀委員：設置していない一部の児童館と保育園について、近くにあるから等の明確な理由はあるか。

消防長：下寺保育園と中部保育園、児童館では第1、第3、第4、第5児童館に設置されている。当初、避難所に設置するというで始まっているので、必要性は今後、検討していきたい。

片岡委員長：5分以内ということだけを考えると、現状の配置ではカバーできない場所もあると思う。

消防長：先進事例も調べたところ、個人宅への設置に助成しているのは、例示されたとおり神奈川県大和市だけで、実際に利用された例はないということだった。ネックになるとすれば、個人宅に設置する場合もレンタルが想定される

が、設置している限り、一定費用を継続して補助し続けることになると思うので、財源との兼ね合いで難しいと思われる。

梶谷委員：他市で自販機にAEDを設置する事例があったと思うが、あれはどういった仕組みなのか。

消防署主幹：広告等収入でリース料がゼロになるとリース会社からは聞いている。自販機だけでなく、看板と一緒に設置することでリース料がゼロになるものもあるとのこと。

片岡委員長：他に質問はあるか。

(音声欠落)

③ 五条川堤防の除草について（維持管理課）

片岡委員長：五条川堤防の除草について、県及び市において除草を年に1～2回実施しているが、取組状況はどのようなか。

維持管理課長：市で2回、県で1回実施しており、いずれも業者へ発注。県が実施するときは全体だが、市はのり肩から概ね1メートル下までの草を刈っている。堤防道路は県の管理する道路だが、その堤防道路の上を市道として市が占有しているものであり、この場合はのり肩から1メートル下までの管理をすることになっているため。4名程度で作業しており、約1か月掛かる。県も同様。保険は事業者が加入。草刈り機や自走式の芝刈り機を使っているのを見たこともある。飛び石防止にネットを張ったりしている。改修はパッカー車が主。事業者は入札で決定。県で発注する分は、一宮建設事務所管内をまとめて発注するため、市の要望通りの時期になるとは限らない。

梅村副委員長：岩倉市内の五条川はやらなくていいと申し出たら、認められるものなのか。

維持管理課長：そんなことを言うことはないが、県としては喜ぶ話かと思う。

黒川議員：県が競争入札して、市が随契するのか、市が独自に入札を実施するのか、実務はいかに。

維持管理課長：全く別々に発注している。

黒川議員：毎回同じ事業者が、手慣れた業者が担当するということはないか。

維持管理課長：市で入札を実施する場合は市内の慣れた事業者であるし、愛知県が入札を実施する場合も、草刈りに慣れた事業者とお聞きしている。不慣れなところがやることはないと思う。

片岡委員長：次に、この10年間で頻度や実施する人、費用等、除草作業のあり方に変化はあったか。

維持管理課長：平成21年度に緊急雇用対策事業が実施され、五条川堤防道路の草刈りを道路清掃と合わせて、道路清掃委託料を計上したのが始まり。3年間

の事業が終了し、平成 24 年度からは全額を市の予算で実施している。回数はその頃と変わっていない。それ以前は、県が刈る 1 回のみ。老人クラブ連合会がやっていた頃は、岩倉橋付近の限られた区間のみだったと聞いている。

片岡委員長：除草作業中の事故。トラブルなどはどのようなものがあったか。

維持管理課長：特段の苦情を受けたことはないが、刈った後の草を束ねて置いておくと、早く回収してほしいと言われたことは何度かある。

片岡委員長：ボランティアでやっていた頃、斜面なのでケガや事故等はなかったか。

維持管理課長：当時のことは詳しく聞いたことがないのでわからない。

水野委員：飛び石が生じないような機械はあるのか。

維持管理課長：刃にカバーが付いているものがあるが、万能ではなく、ネットやコンパネを立てることになる。業者に発注したもので、飛び石による事故等は過去何年か聞いていない。

片岡委員長：現在、ボランティアで除草作業を行っている団体等はあるか。除草作業を各団体や個人と契約して実施してもらうことはどうか。

維持管理課長：環境保全課が管轄しているアダプトプログラムで、南橋から明治橋にかけての五条川堤防道路の除草活動で登録している個人がいると聞いている。また、愛知県の事業で、河川愛護活動報奨制度というものがあり、ごみ拾いが主だが、支払われるのは 110 円程度。さらに愛知コミュニティリバー推進事業という委託契約事業もある。大口町が活用しており、過去に桜並木保存会から参加したいと相談を受けて一宮建設事務所に相談に行ったところ、まずは河川愛護活動報償制度から始めてはどうかと言われ、申請した。しかし、毎月の書類の作成がかなり負担で、実際のところ活動はしているが、お金はもらっていないという状況で、これが平成 28 年ごろ。岩倉市で事業を行っているかと思うと、こうした愛知県の制度と同じようなものになっていくと思う。河川愛護活動報奨制度は、人数掛ける単価で支払われるが、参加した人の集合写真や拾ったごみの写真等が必要で事務処理が煩雑である。愛知コミュニティリバー推進事業は、刈った草は市が処分する必要がある、自前で施設を持っている大口町と違い、相当の調整が必要になる。委託費は出るものの、機材等は県から提供されるわけではなく、委託費の中で工面して全てそろえなくてはいけない。

堀委員：県の制度は使いにくいということだが、市で実施することになれば緩和して市民が使いやすい制度にすることになるし、すべきだと思う。老人クラブ連合会がやっていた時には、完全なボランティアではなかったのではないだろうか。また、市民がまちに愛着を持ってやってもらうとか、アダプトプログラムとも関連するが、その辺りの考え方は。

維持管理課長：当時、担当者だったが、老人クラブに代金を支払うことはしていなかったと思うので、ボランティア活動という認識でいた。また、市民でやってもらったら愛着も湧き、一番良いのだが、一方で草刈り自体がかなりの重労働なのに、ましてや堤防ののり面の草刈りは大変な重労働である。特に刈った後の草を回収するのが非常に大変である。自分自身、散歩やランニングをするので現場はよくわかっているが、大口町と異なり岩倉市内の堤防は面積が広い。こうした重労働を市民に積極的にやってもらうのはハードルが高いと感じる。

梶谷委員：山羊を飼って草刈りをさせる試みが春日井の農園で行われているようで、JAで質問したことがあるのだが、斜面でも耐えうる動物で、草がある限り逃げることもないようだ。回収が大変ということなので、山羊なら食べてくれる。臭いを気にする人には向かないという意見もあるが、子ども達や散歩する人の癒しにもなるようだ。

維持管理課長：イベント的に打ち出すのはありかもしれない。いきなりは難しいので公園等からやってみる必要がある。なお、岩倉は川が住宅街を抜けていることがネックになる。

建設部長：山羊は、商工農政課が耕作放棄地で一度、やってみたことがある。3、4頭で、1週間程度やってみたら、もさもさだったところが随分ときれいになった。一方で周囲に住宅があつて、臭い等、少し苦情があつたのも事実。

梅村副委員長：委託料の県と市の内訳は。

維持管理課長：県はまとめて発注しているので、岩倉市の分を按分してもらったところ、800万円程とのこと。面積では岩倉市のほうが少ないので、それで2回分刈っている。

梅村副委員長：市の部分だけでも置き換えられないかと思って。

維持管理課長：愛知県1回分が約800万、岩倉市2回分が約600万である。

片岡委員長：その600万円のところを、市民でやれないか、というのが発端。そういうことを想定して、マニュアルや要綱は作成しているか。

維持管理課長：作成していない。

片岡委員長：年に3回の草刈ではなく、健幸ロードとして常に除草された快適な環境を目指しているとは思いますが、考えは。

維持管理課長：重労働であり、平成21年当時より2回増えている。年に3回実施してあの状態である。従って、県と市は最低限3回はやる。その隙間を市民にやってもらえたら、常に綺麗な状態が保てるかもしれない。とすると、予算は今よりも必要になる。今ある予算分で市民にやってもらうということなら、おそらく状況は今と変わらない。ましてや重労働なので、今より悪くなってしまふかもしれない。

片岡委員長：市民の方がボランティアでやることを拒むものではないか。

維持管理課長：もちろんとてもありがたいことだ。ただ、場所が場所なので、慣れていない方が、草刈りの機械を使うのは、ご自身も周囲にも危険なことなので、不安でもある。

堀委員：アダプトプログラムでやっている人は、保険等は市で入っているのか。

(音声欠落)

梅村副委員長：シルバー人材センターへの委託を検討したことはあるか。

維持管理課長：市道の植樹帯があるところはシルバー人材センターに委託しているが、真夏の炎天下での体調のこともあり、業者に委託したほうがいいかも知れないと最近は思うところ。

維持管理課主幹：幹線道路の維持管理をシルバー人材センターに委託しているが、会員が高齢化しているので、重労働は出来ないと言われており、今年度も真夏の業務は一部断られている。もっと他の作業でシルバー人材センターを活用したい。そうなると、業者委託という選択肢になる。

堀委員：除草剤を撒く人もいるが、市として指導はしているか。

維持管理課：市としては使用しないと話をしている。

(2) 今後の進め方について

片岡委員長：一旦持ち帰って各委員で検討してもらい、どのテーマを取り上げるか、あるいはしばらく研究するのも含めて、また協議会を開催して決定したい。

(3) その他

特になし。

10 その他

特になし。